

一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 8月 5日～ 令和 10年 8月 4日までの3年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全従業員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 7年 8月～ 「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進し、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける
- 令和 7年 8月～ 従業員へのヒアリングを開始、検討
- 令和 7年 9月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、研修などによる全従業員への周知

目標2：子の看護休暇及び介護休暇について法を上回る制度に拡充する。
無給を有給とする。

<対策>

- 令和 7年 8月～ 従業員へのヒアリングを開始、検討
- 令和 7年 9月～ 育児・介護休業規程の改訂
説明会による従業員への周知